

報告事項ア

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

令和3年11月24日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

令和3年11月24日
高 等 学 校 課

1 概要

高等学校入学者選抜

- 推薦入学者選抜検査日 ・・・・・・ 令和4年2月8日（火）
- 一般入学者選抜検査日 ・・・・・・ 令和4年3月8日（火）～9日（水）
- 一般入学者選抜追検査日 ・・・・・・ 令和4年3月14日（月）
- 推薦入学者選抜及び
 - 一般入学者選抜の合格発表 ・・・ 令和4年3月17日（木）
 - 再募集入学者選抜検査日 ・・・・・・ 令和4年3月25日（金）
 - 特別措置による検査日 ・・・・・・ 令和4年3月25日（金）
 - 再募集入学者選抜の合格発表 ・・・ 令和4年3月28日（月）

2 主な変更点

「令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項における主な変更点について（新旧対照表）」（別添）のとおり

3 主な配付先

県内高等学校、県内中学校、県内特別支援学校、米子工業高等専門学校、市町組合立教育委員会、県外指定地域教育委員会、県外指定地域中学校、各教育局、都道府県教育委員会、文部科学省、報道機関他、約900部配付（昨年度も約900部配付）

4 その他

（1）東・中・西部3地区において、説明会を実施

地区	期 日	時 間	会 場
東部	令和3年10月29日（金）	午後 2時30分 ～ 4時45分	鳥取県東部庁舎
中部	令和3年10月25日（月）	午後 2時30分 ～ 4時45分	まなびタウンとうはく
西部	令和3年10月26日（火）	午後 2時30分 ～ 4時45分	県立武道館

（2）本要項は、県教育委員会高等学校課のホームページでも公開

**令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項
における主な変更点について（新旧対照表）**

高等学校課

項 目	変更理由	該当 ページ	変 更 内 容	
			【令和4年度（変更後）】	【令和3年度（変更前）】
1 入学選抜手数料、入学料の納付	鳥取県収入証紙の廃止に伴い、入学選抜手数料、入学料の納付方法を変更したため。	8	<ul style="list-style-type: none"> ●エ出願（ア）出願方法 b (a) 納付書による納付 入学選抜手数料納付済証を推薦入学志願書の所定の欄に貼り付ける。 （領収日付印が押印されていることを確認すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●エ出願（ア）出願方法 b (a) 鳥取県収入証紙による納付 推薦入学志願書の所定の欄に貼り付ける。<u>（消印をしてはならない。）</u>
		9	<ul style="list-style-type: none"> ●エ出願（エ）出願の受付 a 	<ul style="list-style-type: none"> ●エ出願（エ）出願の受付 a
		11	<ul style="list-style-type: none"> ●ア出願（エ）出願の受付 a 	<ul style="list-style-type: none"> ●ア出願（エ）出願の受付 a
		18	<ul style="list-style-type: none"> ●イ出願（エ）出願の受付 a なお、入学選抜手数料について、（削除）現金による納付の（略） 	<ul style="list-style-type: none"> ●イ出願（エ）出願の受付 a なお、入学選抜手数料について、<u>鳥取県収入証紙</u>による納付の場合は、当該高等学校の受付印で推薦入学志願書の鳥取県収入証紙を消印する。<u>現金による納付の（略）</u>
		11	<ul style="list-style-type: none"> ●ア出願（ア）出願方法 (a) 納付書による納付 入学選抜手数料納付済証を入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（領収日付印が押印されていることを確認すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> ア出願（ア）出願方法 (a) 鳥取県収入証紙による納付 入学志願書の所定の欄に貼り付ける。<u>（消印をしてはならない。）</u>
		12	<ul style="list-style-type: none"> ●イ志願変更（ア）志願変更手続 b 志願変更許可書の交付並びに出願書類の返付（b） 先に受け付けた出願書類のうち、入学志願書、入学選抜手数料納付済証又は現金領収証書は、別に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●イ志願変更（ア）志願変更手続 b 志願変更許可書の交付並びに出願書類の返付（b） 先に受け付けた出願書類のうち、入学志願書、<u>収入証紙（消印済）</u>又は現金領収証書は、別に保管する。
		27	<ul style="list-style-type: none"> ●9その他（2）ア 合格者は、各高等学校長が配付する入学許可願（鳥取県立高等学校学則様式第2号の2、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、所定の入学料の金額を納付書により納入りし、入学料納付済証を貼り付けて提出しなければならない。（略） 	<ul style="list-style-type: none"> ●9その他（2）ア 合格者は、各高等学校長が配付する入学許可願（鳥取県立高等学校学則様式第2号の2、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、所定の入学料の金額<u>に相当する鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）</u>を貼り付けて提出しなければならない。（略）
		45	削除	<p>2 注意事項（2） 入学選抜手数料の納付方法については、鳥取県収入証紙又は現金以外にも、規則で定める他の方法によることができるので、志願先高等学校又は高等学校課に問い合わせること。（P. 86）</p>

1	入学選抜手数料、入学料の納付	鳥取県収入証紙の廃止に伴い、入学選抜手数料、入学料の納付方法を変更したため。	66	<p>●様式第15号 備考 日付は志願変更を許可した日とする。定時制課程から全日制課程へ志願変更する際には、差額に相当する額の<u>納付済証が貼り付けられていないことを確認して押印すること。</u></p>	<p>●様式第15号 備考 日付は志願変更を許可した日とする。定時制課程から全日制課程へ志願変更する際には、差額に相当する額の<u>鳥取県収入証紙が貼り付けてある場合には、この収入済印を証紙にかからないように押印すること。</u></p>
2	受検証送付用封筒に貼る郵券料金	郵便料金が改定されたため。	9 11 17	<p>●エ出願 (ア) 出願方法 e ●ア出願 (ア) 出願方法 e ●イ出願 (ア) 出願方法 d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、<u>674</u>円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。</p>	<p>●エ出願 (ア) 出願方法 e ●ア出願 (ア) 出願方法 e ●イ出願 (ア) 出願方法 d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、<u>704</u>円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。</p>
3	学習成績分布表の提出	出願に係る手続きを簡素化するため。	9 11 20	<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>●エ出願 d (c) 学習成績分布表（様式第3号）</p>
			9	<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>●ア出願 d (b) 学習成績分布表（様式第3号）</p>
			20	<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>●ア出願手続 (d) 学習成績分布表（様式第3号）</p>
			9	<p>●エ出願 f 中学校長は、令和4年2月2日（水）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。</p>	—
			11	<p>●ア出願 f 中学校長は、令和4年2月21日（月）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（推薦入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。</p>	—
			12	<p>●イ志願変更 (ア) c (a) 出身中学校の校長は、出願に必要な書類（削除）に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。</p>	<p>●イ志願変更 (ア) c (a) 出身中学校の校長は、出願に必要な書類（新規に出願する高等学校（課程別）の場合は、学習成績分布表（様式第3号）を含む。）に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。</p>

3	学習成績分布表の提出	出願に係る手続きを簡素化するため。	17	<p>●イ出願c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第1号）<u>（削除）</u>を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。</p>	<p>●イ出願c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第1号）<u>及び学習成績分布表（様式第3号、新規に出願する高等学校（課程別）にのみ提出する。）</u>を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。</p>
			17	<p>●イ出願e 中学校長は、令和4年3月24日（木）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（推薦入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。</p>	—
			20	<p>●（1）出願方法ア出願手続（イ） 中学校長は、志願先高等学校が定める実施期日までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（推薦入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。</p>	—
			42	<p>●（1）出願書類イ a 調査書（様式第1号） b 志願者数一覧表（様式第6号） c 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ） <u>※学習成績分布表（様式第3号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。</u></p>	<p>●（1）出願書類イ a 調査書（様式第1号） b <u>学習成績分布表（様式第3号）</u> c 志願者数一覧表（様式第6号） d 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ）</p>
			43 44	<p>●（2）出願書類イ ●（3）出願書類イ a 調査書（様式第1号） b 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ） <u>※学習成績分布表（様式第3号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。</u></p>	<p>●（2）出願書類イ ●（3）出願書類イ a 調査書（様式第1号） b <u>学習成績分布表（様式第3号）</u> c 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ）</p>

3	学習成績分布表の提出	出願に係る手続きを簡素化するため。	52	<p>●様式第3号 中学校→(削除)一高等学校課 (注) 4 各中学校長は、この表を県教育委員会(高等学校課)に、令和4年2月21日(月)正午までに提出することとする。なお、推薦入学者選抜に出願する場合は、令和4年2月2日(水)正午までに提出することとする。(志願先高等学校への提出は不要) (注) 6 削除</p>	<p>●様式第3号 中学校→<u>高等学校及び</u>高等学校課 (注) 4 各中学校の校長は、この学習成績分布表を志願先高等学校の校長(課程別、推薦入試・一般入試ごとに各1通)に提出する。志願変更及び再募集の出願時には、これまでに提出していない高等学校にのみ提出することとする。 (注) 6 各中学校の校長は、この学習成績分布表を県教育委員会(高等学校課)に、令和3年2月22日(月)正午までに提出することとする。</p>
4	学力検査問題	新学習指導要領に対応するため。	14	<p>●オ(カ) 学力検査問題 検査問題は、中学校学習指導要領に示されている実施教科の目標及び内容の範囲内で出題し、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力、表現力等を幅広くみる問題とする。英語については、聞き取り検査を実施する。</p>	<p>●オ(カ) 学力検査問題 検査問題は、中学校学習指導要領に示されている実施教科の目標及び内容の範囲内で出題し、基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力、表現力等を幅広くみる問題とする。英語については、聞き取り検査を実施する。</p>
5	開示請求	開示請求の窓口が変更されたため。	25	<p>●8(1)ア (イ) 開示請求ができる場所 各自が受検した県立高等学校、県教育委員会事務局教育総務課、<u>東部・中部・西部の各教育局</u></p>	<p>●8(1)ア (イ) 開示請求ができる場所 各自が受検した県立高等学校、県教育委員会事務局教育総務課、<u>県庁地域づくり推進部県民参画協働課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センタ一日野振興局</u></p>
6	調査書の記載内容及び規格	新学習指導要領実施に伴う評価の観点の変更への対応及び業務を簡素化するため。	46 47	<p>●様式第1号 A 4判縦長 「令和4年3月以降卒業者用」と、「令和3年3月以前卒業者用」の2種類の調査書を設けた。</p>	<p>●様式第1号 <u>B 4判縦長</u></p>
			46 47	<p>●様式第1号 削除 ●様式第1号 行動の記録 空欄の枠を削除</p>	<p>●様式第1号 選択教科等の欄 ●様式第1号 行動の記録の空欄の枠</p>
7	調査書作成上の注意事項	調査書の記載内容を変更したため。	48	<p>●1用紙(A 4判縦長) ●1 CD等により配布した様式(学校業務支援システムを含む)を使用することとし、それに直接入力するか、又は様式を印刷し、手書きにより記入(ゴム印使用可)するかのいずれかによることとする。</p>	<p>●1用紙(B 4判縦長) ●1 CD等により配布した様式を使用することとし、それに直接入力するか、又は様式を印刷し、手書きにより記入(ゴム印使用可)するかのいずれかによることとする。</p>

7	調査書作成上の注意事項	調査書の内容を変更したため。	48	<p>● 5 学習の記録（1）</p> <p>A 「十分満足できる」状況と判断されるもの B 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの C 「努力を要する」状況と判断されるもの</p>	<p>● 5 学習の記録（1）</p> <p>A 十分満足できると判断されるもの B おおむね満足できると判断されるもの C 努力を要すると判断されるもの</p>
			48	<p>● 学習の記録（2）</p> <p>5 「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの 4 「十分満足できる」状況と判断されるもの 3 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの 2 「努力を要する」状況と判断されるもの 1 「一層努力を要する」状況と判断されるもの</p>	<p>● 学習の記録（2）</p> <p>5 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの 4 十分満足できると判断されるもの 3 おおむね満足できると判断されるもの 2 努力を要すると判断されるもの 1 一層努力を要すると判断されるもの</p>
			48	削除	選択教科や特別の教育課程等で評定を付けている教科について記載する。第1、2学年の評定欄については、指導要録から転記し、第3学年の評定欄については、設定された目標に照らして3段階（A、B、C）で記入する。
			48	<p>● 6 総合的な学習の時間に関する記録</p> <p>平成15年3月以降の中学校卒業者及び中学校卒業見込みの者について、第3学年で行った学習活動及びその評価等について記入する。 <u>なお、特別の教育課程等で、総合的な学習の時間を代替している教科についても同様とする。</u>を追加。</p>	<p>● 6 総合的な学習の時間に関する記録</p> <p>平成15年3月以降の中学校卒業者及び中学校卒業見込みの者について、第3学年で行った学習活動及びその評価等について記入する。</p>
			49	<p>● 8 行動の記録</p> <p>第3学年の各教科、道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について記入する。 <u>（削除）</u>また、過年度卒業者については、指導要録から転記するものと<u>（削除）</u>する。</p>	<p>● 8 行動の記録</p> <p>第3学年の各教科、道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について記入する。 <u>各項目ごとに十分満足できる状況にあると判断される場合は、欄内に○印を記入する。</u>また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。 <u>また、過年度卒業者については、指導要録から転記するものとし、該当する項目がない場合は空欄を利用して記入する。</u></p>
			49	削除	<p>● 10 卒業後の記録</p>

7	調査書作成上の注意事項	調査書の内容を変更したため。	49	<p>●10 特記事項</p> <p>転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。なお、選択教科や特別の教育課程等で評定を付けている教科については、第1、2学年の評定を指導要録から転記し、第3学年の評定については、設定された目標に照らして3段階（A、B、C）で記入する。また、過年度卒業者の卒業以後現在までの生活態度、学習状況等について、就職者はその職歴を、他の学校・専修学校又は各種学校の就学者は在学中の成績等を、無職の者は家庭での状況等を、事業主、学校からの資料又は保護者の報告に基づき記入する。枠内に書ききれない場合は、紙を貼り足して記入する（裏面添付也可）。その場合は、校長印で割印すること。中学校において記入された事項以外の資料の添付は認めない。を追加。</p>	<p>●11 特記事項</p> <p>転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。</p>
8	入学志願書	納付書の納付済証を貼るための余白を確保するため。	53 62	<p>●様式第4号</p> <p>●様式第12号</p> <p>A4判縦長</p> <p>入学選抜手数料納付済証貼り付け欄</p>	<p>●様式第4号</p> <p>●様式第12号</p> <p>A4判横長</p> <p><u>鳥取県収入証紙貼り付け欄</u></p>
9	推薦入学志願書の選抜受検者出身中学校記入欄	推薦入学者選抜受検者出身中学校記入欄の実態に合わせるため。	53	<p>●様式第4号</p> <p>出身中学校記入欄の（令和 年 月 日卒業・卒業見込）</p>	<p>●様式第4号</p> <p>出身中学校記入欄の（平成・令和 年 月 日卒業・卒業見込）</p>
10	押印の廃止（調査書、志願書等の訂正印、志願変更の際の収入済印を除く）	鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定に従い、一部押印を廃止するため。	11 12 18	<p>●ア出願（エ）a</p> <p>高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、（削除）受検証（様式第12号）を切り離して交付しなければならない。</p> <p>●イ志願変更（ア）b（a）</p> <p>志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを（削除）切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。</p> <p>●イ出願（エ）a</p> <p>再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、（削除）受検証（様式第12号）を切り離して（略）</p>	<p>●ア出願（エ）a</p> <p>高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、<u>校長印で割印し</u>、受検証（様式第12号）を切り離して交付しなければならない。</p> <p>●イ志願変更（ア）b（a）</p> <p>志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを<u>校長印により中央で割印の上</u>、切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。</p> <p>●イ出願（エ）a</p> <p>再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、<u>校長印で割印し</u>、受検証（様式第12号）を切り離して（略）</p>

10	押印の廃止（調査書、志願書等の訂正印、志願変更の際の収入済印を除く）	鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定に従い、一部押印を廃止するため。	51 52 53 55 56 58 59 60 61 62 65 70 71 75 76 77 78 79 83 84 85	すべて、印及び割印を削除	<ul style="list-style-type: none"> ●様式第2号（1カ所） ●様式第3号（1カ所） ●様式第4号（割印含め3カ所） ●様式第5号（1カ所） ●様式第6号（1カ所） ●様式第8号（1カ所） ●様式第9号（2カ所） ●様式第10号（2カ所） ●様式第11号（1カ所） ●様式第12号（割印含め3カ所） ●様式第14号（割印含め3カ所） ●様式第19号（2カ所） ●様式第20号（1カ所） ●様式第23号（1カ所） ●様式第24号（1カ所） ●様式第25号（2カ所） ●様式第26号（2カ所） ●様式第27号（1カ所） ●様式第30号（2カ所） ●様式第31号（1カ所） ●様式第32号（2カ所）
11	入学辞退者名簿	業務を簡素化するため。	16 71	<p>●サ入学の辞退（イ） (略) なお、入学辞退者がいない場合 (削除) は、入学辞退者数を0名と記入して提出するものとする。</p> <p>●様式第20号 (注) 3 辞退者がない場合 (削除) は、0名と記入すること。なお、合格者が推薦入学者選抜のみで、辞退者がいない場合は、提出の必要はない。を追加。</p>	<p>●サ入学の辞退（イ） (略) なお、入学辞退者がいない場合 <u>(合格者が推薦入学者選抜のみの中学校も含む)</u> は、入学辞退者数を0名と記入して提出するものとする。</p> <p>●様式第20号 (注) 3 辞退者がない場合 <u>(合格者が推薦入学者選抜のみの中学校も含む)</u> は、0名と記入すること。</p>